

子ども・子育て会議について

1. 子ども・子育て会議の目的

本会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)及びこども基本法(令和 4 年法律第 77 号)の規定に基づき設置する、市長の附属機関です。

市町村におけるこどもの健やかな成長と子育て家庭への支援に資するため、市民等の意見を施策に反映させつつ、こども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に審議を行います。

●子ども・子育て支援法

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 4 項に規定する事項を処理すること。
- 3 第 54 条の 2 第 2 項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- 5 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

●こども基本法

第13条

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

2. 富田林市子ども・子育て会議の役割

富田林市子ども・子育て会議では、以下の内容について、審議します。

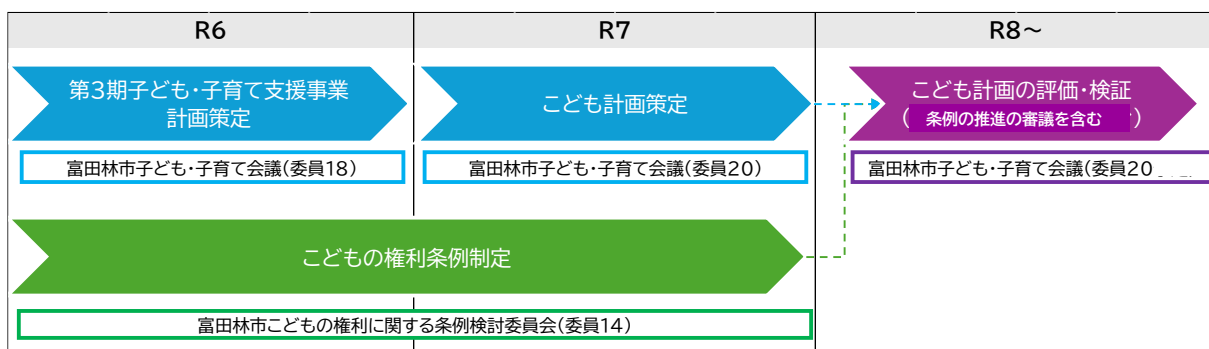
- ・「こども計画」の策定・変更の調査審議
- ・「こども計画」の実施状況の評価および検証
- ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業等の利用定員の設定
- ・こども施策の推進の審議

(子ども・子育て会議条例第2条)

・【新】「こどもの権利条例」の推進の審議

(富田林市こどもの権利条例第 17 条・第 18 条)

3. 子ども・子育て会議の再編と新たな役割



令和8年3月に「富田林市こどもの権利条例」が制定され、本条例の第17条では、「条例の推進を図るための必要な事項をこども計画で定める」「こども計画の評価と検証の際には、子ども・子育て会議の意見を聞く」と規定されており、この規定を踏まえ、「富田林市こども計画」には、本条例の基本理念が盛り込まれています。

そのため、令和8年度以降の本会議においては、これまでの役割に加えて、条例の推進に関する審議、評価、検証も必要となることから、令和8年度より「富田林市子ども・子育て会議」と「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会」を統合し、委員の再編を行いました。

4. 委員構成(20人以内) 資料1-2

富田林市子ども・子育て会議条例第3条の規定により、20名の委員により組織しています。

- ① 学識経験のある者
- ② 関係団体の推薦を受けた者
- ③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ④ 子どもの保護者
- ⑤ おおむね16歳から30歳までの若者
- ⑥ その他市長が適当と認める者

5. 任期

2年(令和8年6月1日から令和10年5月31日)※予定

6. 令和8年度スケジュール(予定)

実施時期	会議名	会議内容
令和8年6月	第1回	・子ども・子育て会議の役割と今後のスケジュールについて ・富田林市こどもの権利条例・富田林市こども計画について ・こどもの権利条例推進に向けた取組について
令和8年 8～9月	第2回	・こどもの参加の仕組みの企画について① ・こどもの権利擁護委員会の企画について①
令和8年 10月	第3回	・こどもの参加の仕組みの企画について② ・こどもの権利擁護委員会の企画について②
令和8年 11月～12月	第4回	・こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)の進捗状況等について (教育・保育の量の見込みと確保方策(提供量)に対する実績 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(提供量)に対する実績・その他子育て支援事業等の利用状況・子どもの貧困対策計画の進捗状況)
令和9年2月	第5回	・こどもの参加の仕組みとこどもの権利擁護委員会の報告 ・来年度の取組予定

7. グラドルール(案) 資料1-3

資料1-3のとおり